

市第 126 号議案

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年8月横浜市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「次号」を「この項」に、「規則で定める数」を「5」に改め、同項中第3号を第5号とし、同項第2号中「による救助」の次に「（以下「救助」という。）」を加え、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害

第3条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 被害が生じた市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在するもの

第4条第1項中「各号の一」を「いずれか」に改め、「該当する者」の次に「（第6号に掲げる者にあつては、死亡した者の死亡当時に第1号から第5号までに掲げる者がいずれも存しない場合に限る。）」を加え、同条第2項中「災害により」を削り、「一にしていた者」の次に「（兄弟姉妹にあつては、死亡した者とその死亡当

時に同居していた者を含む。) 」を加える。

第9条第1項中「災害救助法による」及び「の各号」を削る。

第10条第2項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「年賦償還又は半年賦償還」を「償還」に改め、同条第4項中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は無利子と、保証人を立てない場合は」を加え、「とし」を「と」に、「年3パーセント」を「年1パーセント」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第13条中「年10.75パーセント」を「年5パーセント」に改める。
。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項及び第2項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項及び第2項の規定は、前項ただし書に規定する日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用し、同日前に生じた災害に係る災害弔慰金の支給については、なお従前の例による。
- 3 新条例第10条第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸

付けについては、なお従前の例による。

- 4 この条例による改正前の災害弔慰金の支給等に関する条例第11条の規定は、施行日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについては、なおその効力を有する。

提 案 理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を引き下げる等のため、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

災害弔慰金の支給等に関する条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

（災害弔慰金の支給）

第3条 横浜市は、次のいずれかに該当する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した者で、災害により被害を受けた当時横浜市内に住所を有したものの遺族に対し、規則で定めるところにより、災害弔慰金の支給を行う。

(1) 一の市町村（特別区を含む。以下 $\frac{\text{この項}}{\text{次号}}$ において同じ。）の区域内において生じた住居の滅失した世帯の数が $\frac{5}{\text{規則で定める数}}$ 以上の災害

(2) 被害が生じた市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在するもの

$\frac{(3)}{(2)}$ 被害が生じた市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助（以下「救助」という。）が行われたもの

(4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害

$\frac{(5)}{(3)}$ （本文省略）

（第2項省略）

（遺族の範囲等）

第4条 前条第1項に規定する遺族は、次の $\frac{\text{いずれか}}{\text{各号の一}}$ に該当する者（第6号に掲げる者にあつては、死亡した者の死亡当時に第1号から第5号までに掲げる者がいずれも存しない場合に限る。）と

する。

(第1号から第6号まで省略)

- 2 災害弔慰金の支給を受けることができる遺族の順位は、災害に
死亡した者の死亡当時その者と生計を一にしていた者(兄弟
より
姉妹にあっては、死亡した者とその死亡当時に同居していた者を
含む。)を先にし、同一生計にあっては、前項に掲げる順序とする。
この場合において、同順位の父母については養父母を先にし、
実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先
にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を
後にする。

(第3項から第5項まで省略)

(災害援護資金の貸付け)

- 第9条 横浜市は、神奈川県の区域内において災害救助法による救
助の行われる災害により次の各号に掲げる被害を受けた世帯(規
則で定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合算額
が規則で定める額以上の世帯を除く。)の世帯主で、被害を受け
た当時横浜市内に住所を有するものに対し、生活の立て直しに資
するため、規則で定めるところにより、災害援護資金の貸付けを
行う。

(第1号、第2号及び第2項省略)

(償還期間等)

- 第10条 (第1項省略)

- 2 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還
又は半年賦償還の方法によるものとする。
- 3 前項の規定による災害援護資金の償還
年賦償還又は半年賦償還は、

それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 4 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子と、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子 $\frac{と}{とし}$ 、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き $\frac{年1パーセント}{年3パーセント}$ とする。

(保証人)

- 第11条 削除
災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第13条の規定による違約金を包含するものとする。

(違約金)

- 第13条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、 $\frac{年5パーセント}{年10.75パーセント}$ の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。